

大阪労働局発表
令和4年1月28日（金）

【照会先】
大阪労働局職業安定部職業対策課
（代表電話）06（4790）6310

大阪労働局における外国人雇用状況の届出状況 （令和3年10月末現在）

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下、「労働施策総合推進法」という。）に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く）の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間などについて確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届けることを義務づけています。

大阪労働局（局長 木原 亜紀生）では、令和3年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめましたので、これを公表します。

～外国人労働者雇用事業所は昨年より増加、外国人労働者は減少～

【届出状況の概要】

- 外国人労働者を雇用する事業所数は21,789か所で、前年同期比9.4%の増加
- 外国人労働者数は111,862人で前年同期比-4.9%の減少
- 国籍別では、ベトナムが最も多く43,913人（外国人労働者全体の39.3%）、次いで中国（香港等を含む）27,623人（同24.7%）、フィリピン7,020人（同6.3%）の順
- 在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が31,947人で外国人労働者全体の28.6%を占め、次いで「資格外活動」が26,943人で全体の24.1%となっている。

≪添付資料≫ 別添1「大阪労働局における外国人雇用状況の届出状況（本文）」

別添2 「外国人雇用状況の届出状況表（表1～3、参考1～4）」

大阪労働局における外国人雇用状況の届出状況

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策総合推進法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として平成 19 年に創設されたものであり、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ。）の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間などについて確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務づけるものである。

今般、令和 3 年 10 月末現在の大阪労働局管内の届出状況を集計し、公表するものである。

II 届出状況の概要

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の概要

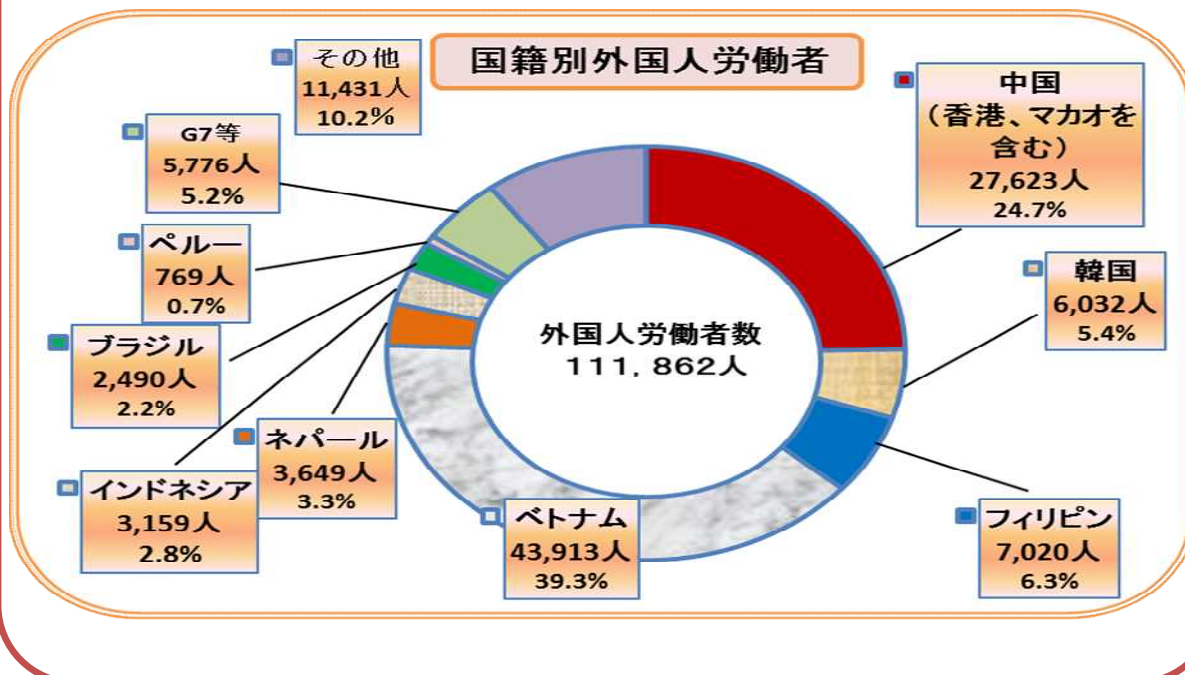
(1) 令和 3 年 10 月末現在、外国人労働者を雇用している事業所は 21,789 か所であり、外国人労働者数は 111,862 人であった。【表 2】

これは、令和 2 年 10 月末現在の 19,912 か所から 1,877 か所 (9.4%) の増加、117,596 人から 5,734 人 (-4.9%) の減少となった。

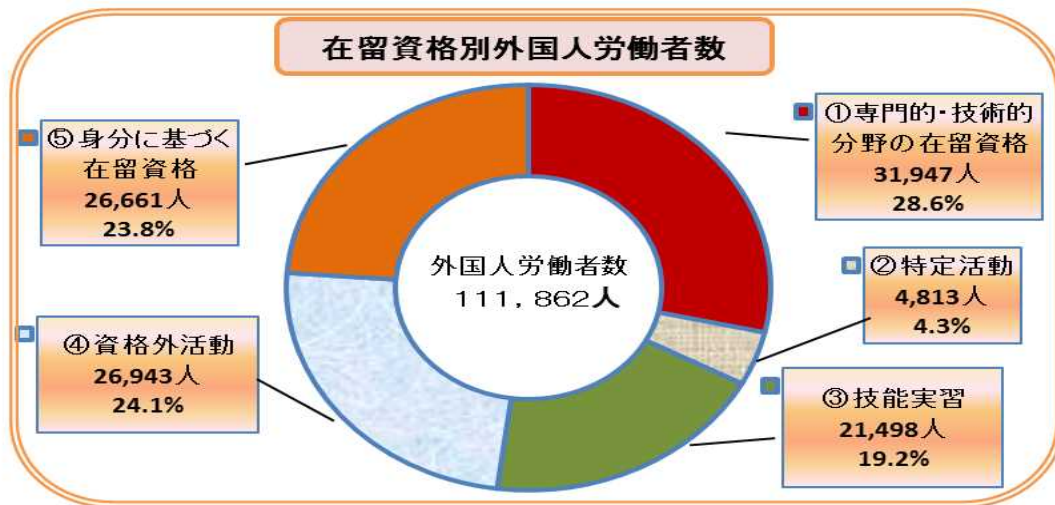
(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 775 か所、当該事業所で就労する外国人労働者数は 16,791 人であり、それぞれ事業所全体の 3.6%、外国人労働者全体の 15.0% を占めている。これは、前年同月の 742 か所から 33 か所 (4.4%) の増加、24,561 人から 7,770 人 (-31.6%) の減少となっている。

2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、ベトナムが外国人労働者数全体の 39.3% を占め、次いで、中国(香港、マカオを含む。以下同じ。)が 24.7%、フィリピンが 6.3%、韓国が 5.4% となっている。【表 1】



(2) 在留資格別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」(注1)が28.6%を占め、次いで、「資格外活動」が外国人労働者全体の24.1%(うち「留学」は20.3%)、「身分に基づく在留資格」(注2)が23.8%となっている。【表1】

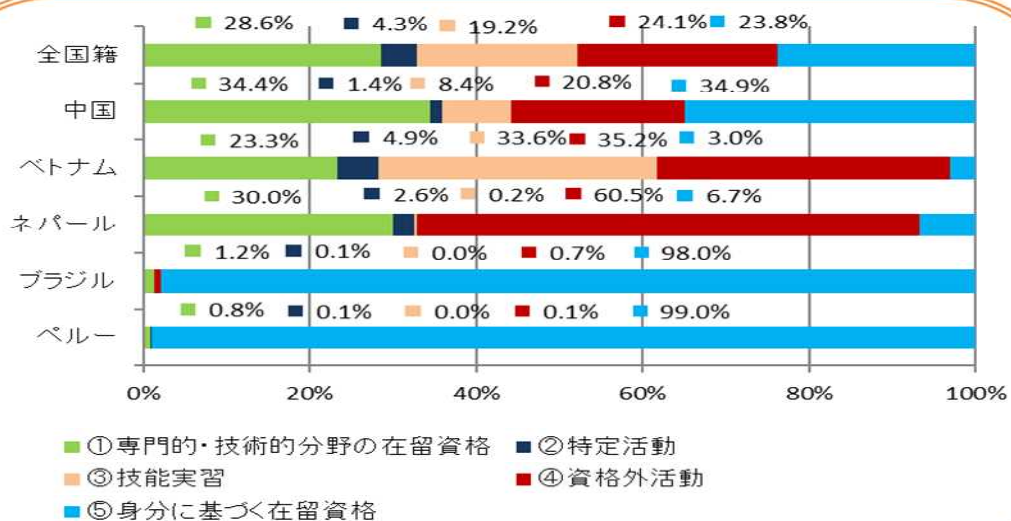


(注1) 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号」、「高度専門職2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「介護」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」、「特定技能」が該当する。

(注2) 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

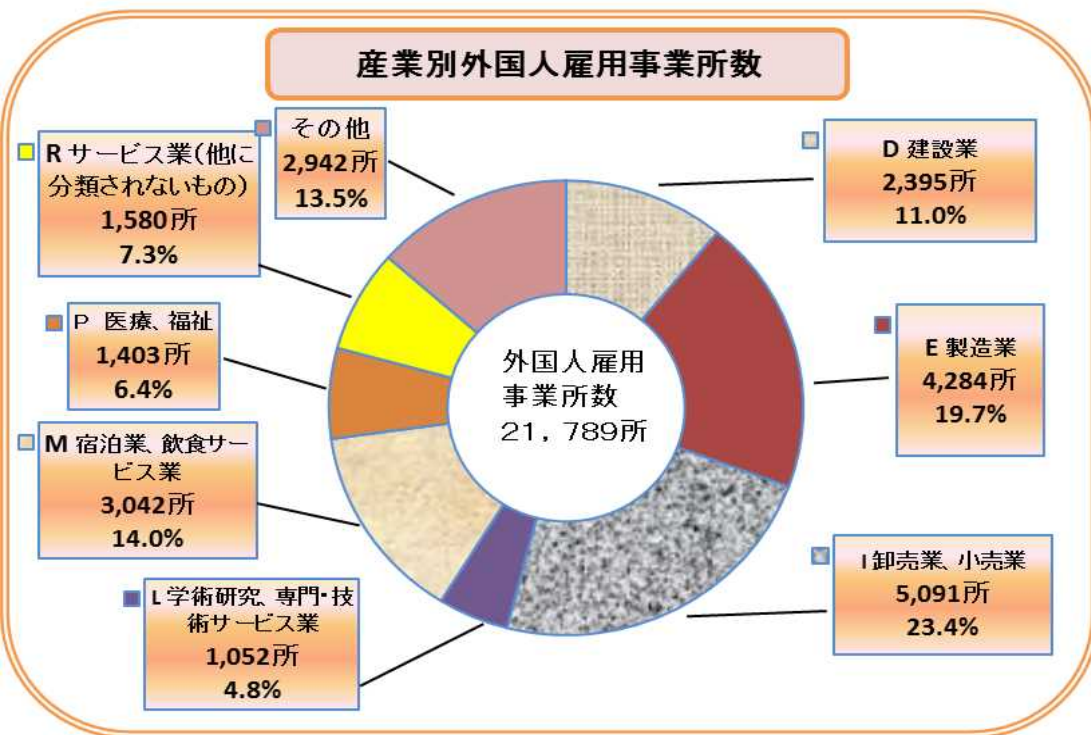
(3) 国籍別・在留資格別にみると、ベトナムについては、「資格外活動」が35.2%(うち「留学」は30.9%)、「技能実習」が33.6%を占めている。

また中国については、「身分に基づく在留資格」が34.9%、「専門的・技術的分野の在留資格」が34.4%「資格外活動」が20.8%(うち「留学」は17.7%)を占めており、ブラジルとペルーについては、ともに「身分に基づく在留資格」が98%以上を占めている。【表1】



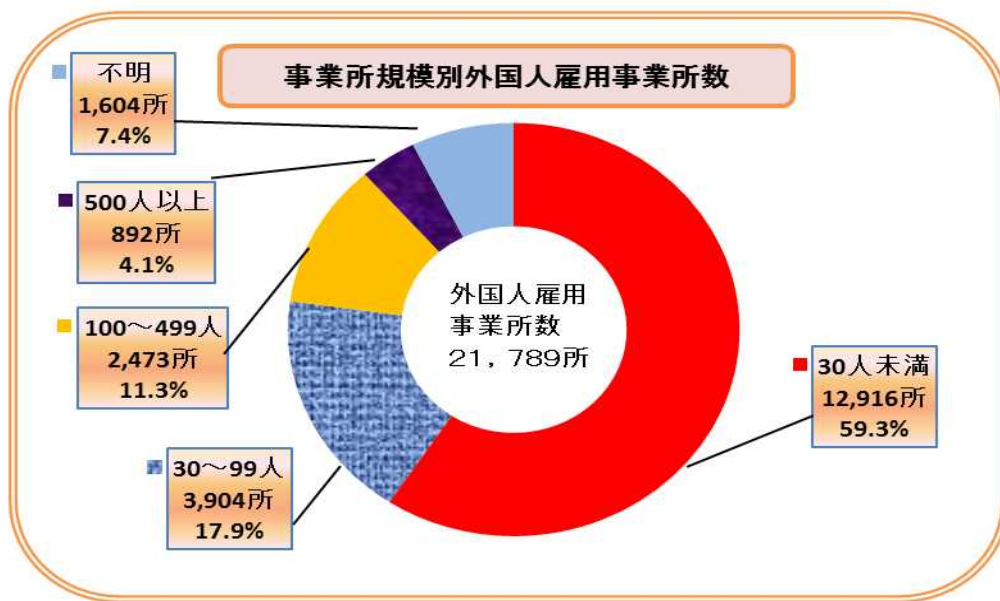
3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 産業別にみると、「卸売業、小売業」が 23.4%を占め、次いで「製造業」が 19.7%、「宿泊業、飲食サービス業」が 14.0%、「建設業」が 11.0%となっている。【表 2】



(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の 59.3%を占めており、前年同期比で 11.5%の増加となっている。

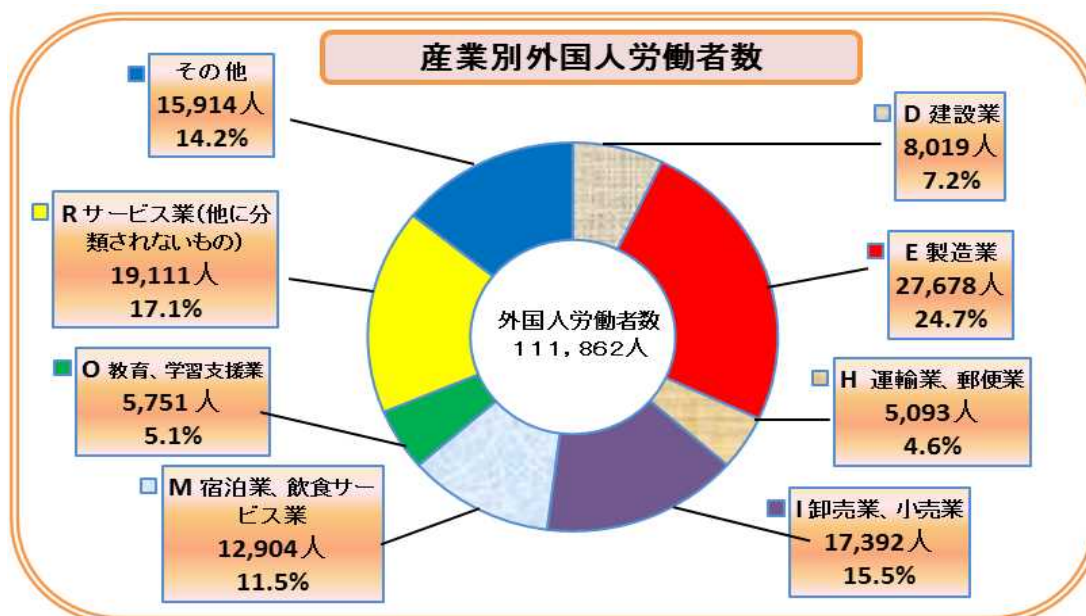
【表 3】



4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

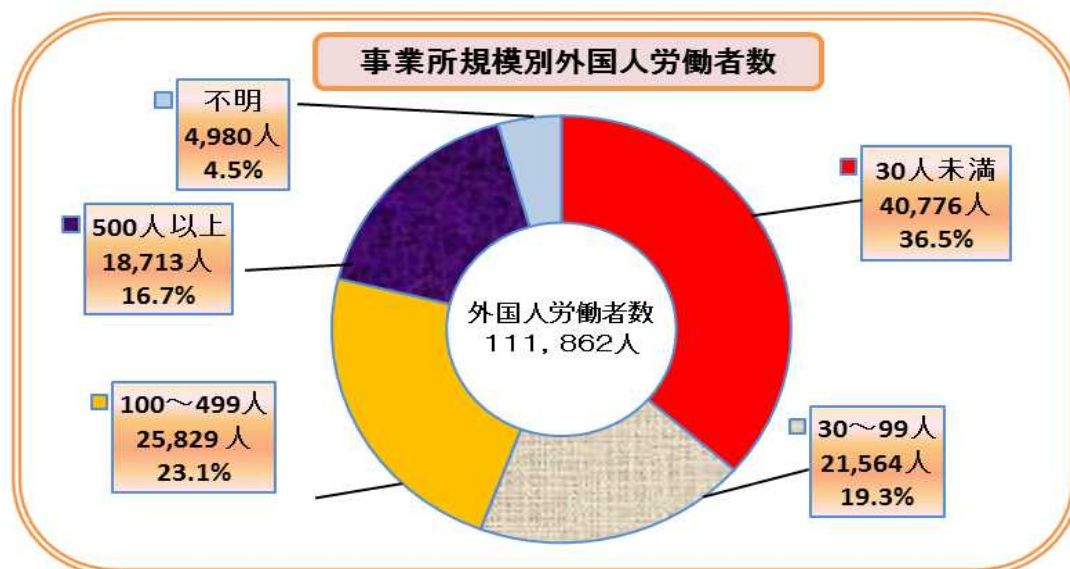
(1) 産業別の外国人労働者数をみると、「製造業」が全体の 24.7%を占め、前年同月より 321 人(1.2%)の増加となっている。

次いで「サービス業(他に分類されないもの)(注3)」が全体の 17.1%、「卸売業、小売業」が 15.5%、「宿泊業、飲食サービス業」が 11.5%、「建設業」が 7.2%となっている。【表2】



(注3) 「サービス業(他に分類されないもの)」には、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業等が含まれる。

(2) 事業所規模別の外国人労働者数をみると、「30人未満」規模の事業所が、外国人労働者全体の 36.5%を占めている。「30人未満」「30人～99人」規模の事業所では前年同時期比から微増しているが、「500人以上」規模の事業所では、前年同期比 28.5%減少している。【表3】

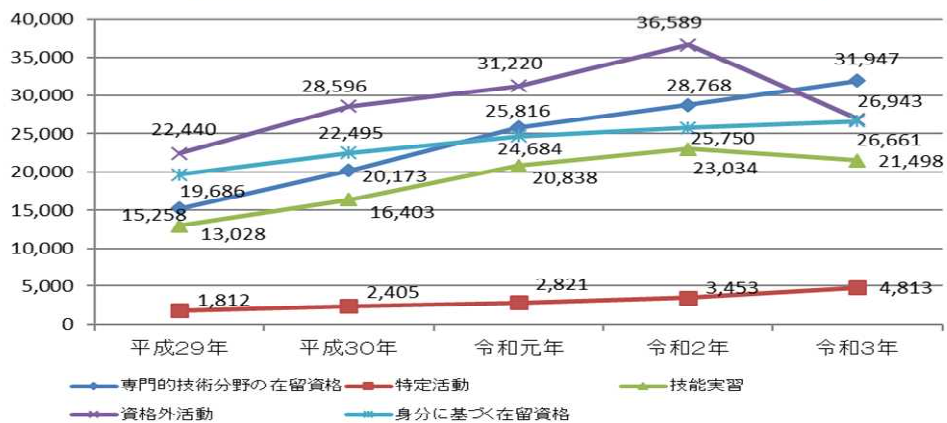


5 推移

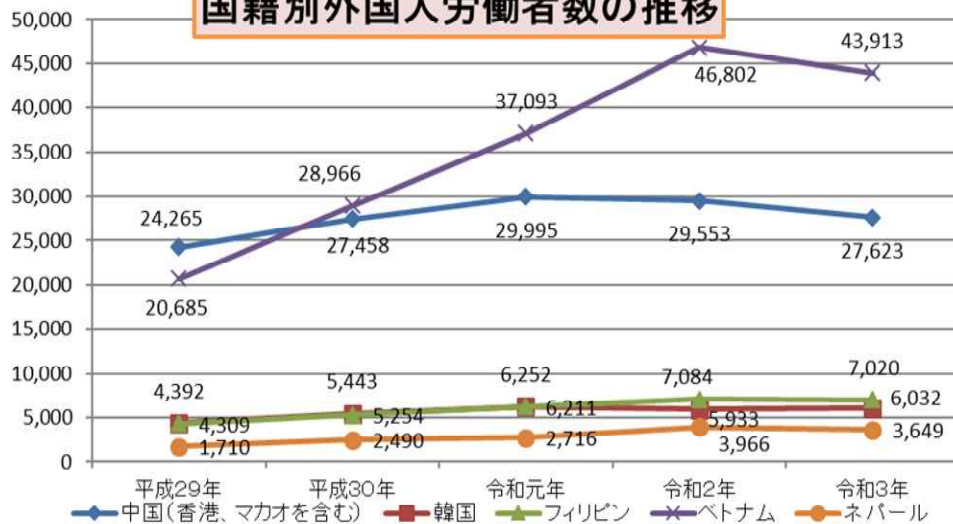
外国人労働者数及び外国人雇用事業所数の推移



在留資格別外国人労働者数の推移



国籍別外国人労働者数の推移



[表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数（大阪労働局）

令和3年10月末現在

（単位：人）

	総数	①専門的・技術的分野の 在留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
		計	うち技術・人文 知識・国際業務			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の 配偶者等	うち永住者の 配偶者等	うち定住者	
全国籍計	111,862	31,947 (28.6%)	24,993 (22.3%)	4,813 (4.3%)	21,498 (19.2%)	26,943 (24.1%)	22,665 (20.3%)	26,661 (23.8%)	15,806 (14.1%)	5,822 (5.2%)	1,054 (0.9%)	3,979 (3.6%)	0 (0.0%)
中国 (香港、マカオを含む)	27,623 [24.7%]	9,511 (34.4%)	8,126 (29.4%)	388 (1.4%)	2,331 (8.4%)	5,750 (20.8%)	4,903 (17.7%)	9,643 (34.9%)	6,580 (23.8%)	1,333 (4.8%)	583 (2.1%)	1,147 (4.2%)	0 (0.0%)
韓国	6,032 [5.4%]	2,058 (34.1%)	1,786 (29.6%)	492 (8.2%)	0 (0.0%)	717 (11.9%)	640 (10.6%)	2,765 (45.8%)	1,797 (29.8%)	650 (10.8%)	73 (1.2%)	245 (4.1%)	0 (0.0%)
フィリピン	7,020 [6.3%]	925 (13.2%)	473 (6.7%)	303 (4.3%)	1,271 (18.1%)	402 (5.7%)	352 (5.0%)	4,119 (58.7%)	2,357 (33.6%)	751 (10.7%)	100 (1.4%)	911 (13.0%)	0 (0.0%)
ベトナム	43,913 [39.3%]	10,221 (23.3%)	8,333 (19.0%)	2,167 (4.9%)	14,762 (33.6%)	15,440 (35.2%)	13,568 (30.9%)	1,323 (3.0%)	566 (1.3%)	379 (0.9%)	141 (0.3%)	237 (0.5%)	0 (0.0%)
ネパール	3,649 [3.3%]	1,096 (30.0%)	696 (19.1%)	95 (2.6%)	8 (0.2%)	2,206 (60.5%)	1,066 (29.2%)	244 (6.7%)	152 (4.2%)	43 (1.2%)	27 (0.7%)	22 (0.6%)	0 (0.0%)
インドネシア	3,159 [2.8%]	820 (26.0%)	382 (12.1%)	257 (8.1%)	1,194 (37.8%)	510 (16.1%)	489 (15.5%)	378 (12.0%)	188 (6.0%)	157 (5.0%)	4 (0.1%)	29 (0.9%)	0 (0.0%)
ブラジル	2,490 [2.2%]	29 (1.2%)	13 (0.5%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	18 (0.7%)	14 (0.6%)	2,441 (98.0%)	1,162 (46.7%)	412 (16.5%)	22 (0.9%)	845 (33.9%)	0 (0.0%)
ペルー	769 [0.7%]	6 (0.8%)	2 (0.3%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	761 (99.0%)	466 (60.6%)	60 (7.8%)	13 (1.7%)	222 (28.9%)	0 (0.0%)
G7等	5,776 [5.2%]	3,081 (53.3%)	1,968 (34.1%)	166 (2.9%)	0 (0.0%)	178 (3.1%)	125 (2.2%)	2,351 (40.7%)	1,179 (20.4%)	1,105 (19.1%)	19 (0.3%)	48 (0.8%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	2,375 [2.1%]	1,372 (57.8%)	788 (33.2%)	7 (0.3%)	0 (0.0%)	50 (2.1%)	35 (1.5%)	946 (39.8%)	479 (20.2%)	440 (18.5%)	7 (0.3%)	20 (0.8%)	0 (0.0%)
うちイギリス	929 [0.8%]	521 (56.1%)	363 (39.1%)	31 (3.3%)	0 (0.0%)	22 (2.4%)	16 (1.7%)	355 (38.2%)	187 (20.1%)	160 (17.2%)	5 (0.5%)	3 (0.3%)	0 (0.0%)
その他	11,431 [10.2%]	4,200 (36.7%)	3,214 (28.1%)	942 (8.2%)	1,932 (16.9%)	1,721 (15.1%)	1,507 (13.2%)	2,636 (23.1%)	1,359 (11.9%)	932 (8.2%)	72 (0.6%)	273 (2.4%)	0 (0.0%)

注1：[]内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率。（ ）内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2：「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

注3：在留資格「特定活動」（②）は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

注4：在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格に含む。

注5：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

注6：各比率は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[表2] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（大阪労働局）

令和3年10月末現在

（単位：所、人、％）

	事業所数		構成比 (注4)	外国人労働者数		構成比 (注4)
		うち派遣・請負事業所 [比率] (注2)			うち派遣・請負労働者 [比率] (注3)	
全産業計	21,789	775 [3.6]	100.0	111,862	16,791 [15.0]	100.0
A 農業、林業	17	0 [0.0]	0.1	64	0 [0.0]	0.1
うち 農業	16	0 [0.0]	0.1	63	0 [0.0]	0.1
B 漁業	0	0 [0.0]	0.0	0	0 [0.0]	0.0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	0 [0.0]	0.0	11	0 [0.0]	0.0
D 建設業	2,395	24 [1.0]	11.0	8,019	76 [0.9]	7.2
E 製造業	4,284	62 [1.4]	19.7	27,678	740 [2.7]	24.7
うち 食料品製造業	311	6 [1.9]	1.4	5,696	335 [5.9]	5.1
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	6	0 [0.0]	0.0	12	0 [0.0]	0.0
うち 繊維工業	229	3 [1.3]	1.1	986	14 [1.4]	0.9
うち 金属製品製造業	1,088	9 [0.8]	5.0	5,396	55 [1.0]	4.8
うち 生産用機械器具製造業	233	7 [3.0]	1.1	2,094	48 [2.3]	1.9
うち 電気機械器具製造業	277	10 [3.6]	1.3	1,834	73 [4.0]	1.6
うち 輸送用機械器具製造業	180	0 [0.0]	0.8	2,199	0 [0.0]	2.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	10	0 [0.0]	0.0	26	0 [0.0]	0.0
G 情報通信業	648	34 [5.2]	3.0	2,236	214 [9.6]	2.0
H 運輸業、郵便業	736	28 [3.8]	3.4	5,093	1,093 [21.5]	4.6
I 卸売業、小売業	5,091	49 [1.0]	23.4	17,392	216 [1.2]	15.5
J 金融業、保険業	84	4 [4.8]	0.4	380	17 [4.5]	0.3
K 不動産業、物品賃貸業	439	6 [1.4]	2.0	1,569	40 [2.5]	1.4
L 学術研究、専門・技術サービス業	1,052	37 [3.5]	4.8	3,910	322 [8.2]	3.5
M 宿泊業、飲食サービス業	3,042	34 [1.1]	14.0	12,904	116 [0.9]	11.5
うち 宿泊業	303	5 [1.7]	1.4	1,775	36 [2.0]	1.6
うち 飲食店	2,714	28 [1.0]	12.5	11,055	71 [0.6]	9.9
N 生活関連サービス業、娯楽業	378	8 [2.1]	1.7	1,471	68 [4.6]	1.3
O 教育、学習支援業	447	7 [1.6]	2.1	5,751	277 [4.8]	5.1
P 医療、福祉	1,403	7 [0.5]	6.4	5,469	13 [0.2]	4.9
うち 医療業	350	0 [0.0]	1.6	1,454	0 [0.0]	1.3
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	1,047	7 [0.7]	4.8	3,989	13 [0.3]	3.6
Q 複合サービス事業	81	2 [2.5]	0.4	205	10 [4.9]	0.2
R サービス業（他に分類されないもの）	1,580	471 [29.8]	7.3	19,111	13,587 [71.1]	17.1
うち 自動車整備業	59	0 [0.0]	0.3	184	0 [0.0]	0.2
うち 職業紹介・労働者派遣業	390	295 [75.6]	1.8	11,823	11,195 [94.7]	10.6
うち その他の事業サービス業	836	156 [18.7]	3.8	5,754	2,195 [38.1]	5.1
S 公務（他に分類されるものを除く）	55	0 [0.0]	0.3	436	0 [0.0]	0.4
T 分類不能の産業	46	2 [4.3]	0.2	137	2 [1.5]	0.1

注1：産業分類は、平成25年10月改定の日本標準産業分類に対応している。

注2：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。

注3：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全産業計）に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[表3] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（大阪労働局）

令和3年10月末現在

（単位：所、人、％）

	事業所数	うち派遣・請負事業所 [比率] (注1)	構成比 (注4)	外国人労働者数	うち派遣・請負事業所 [比率] (注2)	構成比 (注4)	一事業所あたりの 外国人労働者数	
								うち派遣・請負 事業所 (注3)
全事業所規模計	21,789	775 [3.6]	100.0	111,862	16,791 [15.0]	100.0	5.1	21.7
事業所 労働者 数	30人未満	291 [2.3]	59.3	40,776	3,619 [8.9]	36.5	3.2	12.4
	30～99人	195 [5.0]	17.9	21,564	2,624 [12.2]	19.3	5.5	13.5
	100～499人	198 [8.0]	11.3	25,829	6,700 [25.9]	23.1	10.4	33.8
	500人以上	75 [8.4]	4.1	18,713	3,810 [20.4]	16.7	21.0	50.8
	不明	16 [1.0]	7.4	4,980	38 [0.8]	4.5	3.1	2.4

注1：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率を示す。

注2：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。

注5：各比率は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[参考1] 外国人雇用事業所及び外国人労働者数の前年比較

各年10月末現在

単位：所、人、%

	事業所数		外国人労働者数	
		前年比		前年比
平成24年	7,922	-	35,599	-
平成25年	8,458	6.8%	38,127	7.1%
平成26年	8,916	5.4%	40,343	5.8%
平成27年	9,617	7.9%	45,838	13.6%
平成28年	11,322	17.7%	59,008	28.7%
平成29年	12,926	14.2%	72,226	22.4%
平成30年	15,137	17.1%	90,072	24.7%
令和元年	17,654	16.6%	105,379	17.0%
令和2年	19,912	12.8%	117,596	11.6%
令和3年	21,789	9.4%	111,862	-4.9%

外国人労働者の属性

	令和2年		令和3年		前年比	
外国人労働者総数	117,596		111,862		-5,734	-4.9%
在留資格別	専門的技術分野の在留資格	28,768	31,947	3,179	11.1%	
	うち技術・人文知識・国際業務	23,921	24,993	1,072	4.5%	
	特定活動	3,453	4,813	1,360	39.4%	
	技能実習	23,034	21,498	-1,536	-6.7%	
	資格外活動	36,589	26,943	-9,646	-26.4%	
	身分に基づく在留資格	25,750	26,661	911	3.5%	
	うち永住者	14,845	15,806	961	6.5%	
	うち日本人の配偶者等	5,706	5,822	116	2.0%	
	うち定住者	4,170	3,979	-191	-4.6%	
	不明	2	0	-2	-100.0%	

	令和2年		令和3年		前年比	
国籍別	中国（香港、マカオを含む）	29,553	27,623	-1,930	-6.5%	
	韓国	5,933	6,032	99	1.7%	
	フィリピン	7,084	7,020	-64	-0.9%	
	ベトナム	46,802	43,913	-2,889	-6.2%	
	インドネシア	3,220	3,159	-61	-1.9%	
	ネパール	3,966	3,649	-317	-8.0%	
	ブラジル	2,967	2,490	-477	-16.1%	
	ペルー	767	769	2	0.3%	
	G7等	5,822	5,776	-46	-0.8%	
	うちアメリカ	2,372	2,375	3	0.1%	
	うちイギリス	908	929	21	2.3%	
	その他	11,482	11,431	-51	-0.4%	

産業別・規模別の状況

	事業所数			外国人労働者数			
	令和2年	令和3年	前年比	令和2年	令和3年	前年比	
計	19,912	21,789	9.4%	117,596	111,862	-4.9%	
産業別	D 建設業	2,154	2,395	11.2%	7,607	8,019	5.4%
	E 製造業	4,083	4,284	4.9%	27,357	27,678	1.2%
	H 運輸業、郵便業	701	736	5.0%	5,136	5,093	-0.8%
	I 卸売業、小売業	4,540	5,091	12.1%	16,424	17,392	5.9%
	M 宿泊業、飲食サービス業	2,812	3,042	8.2%	14,076	12,904	-8.3%
	O 教育、学習支援業	416	447	7.5%	6,392	5,751	-10.0%
	R サービス業（他に分類されないもの）	1,434	1,580	10.2%	26,622	19,111	-28.2%
	その他	3,772	4,214	11.7%	13,982	15,914	13.8%
事業所規模別	30人未満	11,589	12,916	11.5%	39,527	40,776	3.2%
	30～99人	3,700	3,904	5.5%	20,864	21,564	3.4%
	100～499人	2,349	2,473	5.3%	26,177	25,829	-1.3%
	500人以上	853	892	4.6%	26,165	18,713	-28.5%
	不明	1,421	1,604	12.9%	4,863	4,980	2.4%

注1：本表の産業別のデータは日本産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[参考2] 地域別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（大阪労働局）

令和3年10月末現在

（単位：所、人、％）

	事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比
		うち派遣・請負事業所 [比率]			うち派遣・請負事業所 [比率]	
総計	21,789	775 [3.6]	100.0	111,862	16,791 [15.0]	100.0
1 梅田公共職業安定所	3,072	190 [6.2]	14.1	20,083	4,272 [21.3]	18.0
2 大阪東公共職業安定所	3,231	108 [3.3]	14.8	14,295	2,362 [16.5]	12.8
3 大阪西公共職業安定所	3,519	162 [4.6]	16.2	16,711	2,381 [14.2]	14.9
4 阿倍野公共職業安定所	1,745	49 [2.8]	8.0	8,112	714 [8.8]	7.3
5 淀川公共職業安定所	1,563	60 [3.8]	7.2	9,444	2,444 [25.9]	8.4
6 堺公共職業安定所	1,444	42 [2.9]	6.6	7,177	807 [11.2]	6.4
7 布施公共職業安定所	2,157	30 [1.4]	9.9	10,300	422 [4.1]	9.2
8 岸和田公共職業安定所	332	7 [2.1]	1.5	1,986	257 [12.9]	1.8
9 池田公共職業安定所	784	8 [1.0]	3.6	3,085	162 [5.3]	2.8
10 泉大津公共職業安定所	433	14 [3.2]	2.0	1,842	193 [10.5]	1.6
11 藤井寺公共職業安定所	480	11 [2.3]	2.2	2,830	595 [21.0]	2.5
12 枚方公共職業安定所	614	21 [3.4]	2.8	3,958	548 [13.8]	3.5
13 泉佐野公共職業安定所	430	18 [4.2]	2.0	2,063	178 [8.6]	1.8
14 茨木公共職業安定所	896	20 [2.2]	4.1	5,579	1,236 [22.2]	5.0
15 河内長野公共職業安定所	313	8 [2.6]	1.4	1,121	12 [1.1]	1.0
16 門真公共職業安定所	776	27 [3.5]	3.6	3,276	208 [6.3]	2.9

注1：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該各地域の外国人雇用事業所数に対する比率を示す。

注2：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該各地域の外国人労働者数に対する比率を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（都道府県計）に対する、各地域の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各地域の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[参考3] 地域別・在留資格別外国人労働者数（大阪労働局）

令和3年10月末現在

（単位：人、％）

	全在留資格計	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動 (構成比)	③技能実習 (構成比)	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
		計 (構成比)	うち技術・人文知識・国際業務			計 (構成比)	うち留学	計 (構成比)	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	うち定住者	
総計	111,862	31,947 (28.6)	24,993	4,813 (4.3)	21,498 (19.2)	26,943 (24.1)	22,665	26,661 (23.8)	15,806	5,822	1,054	3,979	0
1 梅田公共職業安定所	20,083	6,387 (31.8)	5,255	1,014 (5.0)	2,058 (10.2)	5,384 (26.8)	4,551	5,240 (26.1)	3,024	1,353	156	707	0
2 大阪東公共職業安定所	14,295	4,569 (32.0)	3,802	567 (4.0)	1,588 (11.1)	4,241 (29.7)	3,630	3,330 (23.3)	2,108	729	124	369	0
3 大阪西公共職業安定所	16,711	5,048 (30.2)	4,167	715 (4.3)	1,297 (7.8)	5,881 (35.2)	5,232	3,770 (22.6)	2,143	876	159	592	0
4 阿倍野公共職業安定所	8,112	1,957 (24.1)	1,427	503 (6.2)	1,526 (18.8)	2,410 (29.7)	2,110	1,716 (21.2)	1,065	370	48	233	0
5 淀川公共職業安定所	9,444	2,754 (29.2)	2,037	386 (4.1)	1,386 (14.7)	2,792 (29.6)	2,223	2,126 (22.5)	1,386	414	72	254	0
6 堺公共職業安定所	7,177	1,989 (27.7)	1,575	225 (3.1)	2,239 (31.2)	975 (13.6)	744	1,749 (24.4)	976	347	64	362	0
7 布施公共職業安定所	10,300	2,573 (25.0)	2,089	295 (2.9)	3,390 (32.9)	1,397 (13.6)	1,066	2,645 (25.7)	1,541	470	180	454	0
8 岸和田公共職業安定所	1,986	464 (23.4)	252	108 (5.4)	805 (40.5)	128 (6.4)	73	481 (24.2)	248	92	18	123	0
9 池田公共職業安定所	3,085	900 (29.2)	534	119 (3.9)	881 (28.6)	484 (15.7)	378	701 (22.7)	435	168	21	77	0
10 泉大津公共職業安定所	1,842	559 (30.3)	450	46 (2.5)	700 (38.0)	155 (8.4)	133	382 (20.7)	214	84	9	75	0
11 藤井寺公共職業安定所	2,830	570 (20.1)	436	95 (3.4)	933 (33.0)	618 (21.8)	467	614 (21.7)	363	120	29	102	0
12 枚方公共職業安定所	3,958	813 (20.5)	566	170 (4.3)	1,153 (29.1)	770 (19.5)	712	1,052 (26.6)	581	184	44	243	0
13 泉佐野公共職業安定所	2,063	872 (42.3)	684	42 (2.0)	426 (20.6)	192 (9.3)	155	531 (25.7)	309	153	16	53	0
14 茨木公共職業安定所	5,579	1,147 (20.6)	719	296 (5.3)	1,633 (29.3)	1,133 (20.3)	910	1,370 (24.6)	846	264	61	199	0
15 河内長野公共職業安定所	1,121	338 (30.2)	236	67 (6.0)	435 (38.8)	112 (10.0)	82	169 (15.1)	86	51	6	26	0
16 門真公共職業安定所	3,276	1,007 (30.7)	764	165 (5.0)	1,048 (32.0)	271 (8.3)	199	785 (24.0)	481	147	47	110	0

注1：（ ）の数値は、地域別の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する在留資格別外国人労働者の比率を示す。

注2：在留資格「特定活動」（②）は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

注3：在留資格「特定技能」は、①専門的・技術的分野の在留資格に含む。

注4：各地域の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[参考4] 地域別・特定産業分野別外国人労働者数（在留資格「特定技能」に限る）（大阪労働局）

令和3年10月末現在

（単位：人）

	特定技能計	特定産業分野（注）													
		介護	ビルクリーニング	素形材産業	産業機械製造業	電気・電子情報関連産業	建設	造船・船用工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食品製造業	外食業
総計	2,245	499	30	195	362	56	296	6	17	1	7	25	0	631	120
1 梅田公共職業安定所	245	43	1	11	14	0	33	2	2	0	2	0	0	114	23
2 大阪東公共職業安定所	202	82	3	10	16	11	46	0	0	0	3	0	0	13	18
3 大阪西公共職業安定所	268	51	4	4	16	0	14	1	2	0	2	0	0	147	27
4 阿倍野公共職業安定所	164	65	2	24	12	1	18	0	0	0	0	0	0	34	8
5 淀川公共職業安定所	127	20	17	3	5	17	16	3	0	0	0	0	0	27	19
6 堺公共職業安定所	239	41	0	9	26	0	39	0	5	0	0	2	0	106	11
7 布施公共職業安定所	235	36	0	40	76	5	14	0	0	0	0	4	0	57	3
8 岸和田公共職業安定所	161	28	0	9	98	0	1	0	0	0	0	10	0	15	0
9 池田公共職業安定所	48	15	0	4	2	4	8	0	0	0	0	0	0	15	0
10 泉大津公共職業安定所	42	7	0	15	5	1	9	0	4	0	0	0	0	0	1
11 藤井寺公共職業安定所	49	6	0	13	19	0	8	0	0	0	0	0	0	0	3
12 枚方公共職業安定所	68	30	0	8	8	0	14	0	1	0	0	0	0	5	2
13 泉佐野公共職業安定所	55	3	0	0	0	0	7	0	0	1	0	1	0	43	0
14 茨木公共職業安定所	132	21	3	10	20	3	41	0	1	0	0	0	0	33	0
15 河内長野公共職業安定所	82	28	0	8	23	0	7	0	0	0	0	7	0	8	1
16 門真公共職業安定所	128	23	0	27	22	14	21	0	2	0	0	1	0	14	4

注：特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）において定められた14分野をいう。